

関係業界団体 各位

福岡市長 高島 宗一郎  
(財政局 技術監理部)

## 現場代理人及び技術者の適正配置に関する取扱いについて（通知）

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本市の公共事業の推進にご協力いただき感謝いたします。

さて、建設業法施行令の一部が改正され、令和 5 年 1 月 1 日より監理技術者等の専任を要する金額要件等が改定されることを踏まえ、『現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用』を下記のとおり改定しましたので通知いたします。

つきましては、貴団体傘下の会員の方々への周知等をよろしく申し上げます。

### 記

#### 1. 改正による金額要件の見直し

※（）は建築一式工事の場合

	現行	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置を要する 下請代金額の下限	4,000 万 (6,000 万)	4,500 万 (7,000 万)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する 請負代金の下限	3,500 万 (7,000 万)	4,000 万 (8,000 万)

#### 2. 『現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用』について

・別紙のとおり改定する。

#### 3. 適用年月日

令和 5 年 1 月 1 日から適用。

#### 4. 問い合わせ先

1) 営業所の専任の技術者の工事現場への配置に関すること

財政局 財政部 契約課 TEL 711-4182・4184

2) 現場代理人の常駐緩和及び主任(監理)技術者の専任を要しない期間、その他技術者の適正な配置に関すること

土木工事:財政局 技術監理部 検査課 TEL 711-4191

営繕工事:財政局 技術監理部 技術監理課 TEL 711-4844